

令和 7・8 年度 港区民間事業者を活用した課外学習事業 事業方針

1 案件名称

港区民間事業者を活用した課外学習事業

2 事業目的

本事業は、港区内の小学 5・6 年生を対象に、子どもの習熟度に応じた課外学習を実施することにより、基礎学力の向上及び学習習慣の定着を図ることを目的とする。

3 基本条件・事業の実施方針

- (1) 文部科学省が告示する「小学校学習指導要領」を指針としつつ、各学年、各児童の習熟度に合わせた学習支援（教材作りを含む）とし、学力向上及び学習習慣の定着に資することとする。

なお、受講者全員に対する、いわゆる集団授業型による指導ではなく、少人数制個別指導とすること。

特に本事業では、学校を実施会場としていることから、基礎学力や学習意欲に課題のある児童の参加を十分想定すること。

- (2) 実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（大阪市習い事・塾代助成カード）でも受講可能とすることにより、受講者の塾代負担の軽減を図ること。また、本事業の利用を円滑に行えるような手立てを講じること。
- (3) 事業者は、本市から実施場所等が無償で提供を受けることにより、開設及び運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講者に還元できるよう、受講料月額 10,000 円の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施すること。

4 事業内容

上記の基本条件・実施方針を踏まえ、下記の(1)～(5)に掲げる事業の企画及び運営を行うこと。

(1) 企画

- ・ 小学 5・6 年生を対象に、本事業の目的を達成するための効果的な学習指導の内容を企画すること。
- ・ 教科は、国語・算数を基本に提案すること。
- ・ 実施時間帯は、午後 3 時または午後 4 時開講を基本とする。（学校により異なる。）
- ・ 小学校の授業の 1 単位時間を考慮し、課外学習の実施時間を設定すること。
- ・ 受講者が効率的に学習を進めることができるよう、オンライン学習等、ICT 教材を取り入れた内容の提案も可能とする。
- ・ 感染症の拡大等により、対面での授業が困難な場合は、オンラインによる学習等でも対応すること。

なお、実施会場における Wi-Fi 等インターネット環境については本市から提供しない。

(2) 課外学習会の実施・運営業務（教材、資料等の作成業務を含む）

- ・ 上記(1)に基づき、業務実施体制（人材確保、講師の体制、個人情報の取扱い方法等）、計画表（スケジュール等）作成等、目的達成に向けた運営を実施すること。
- ・ 提案内容の教材、資料等を作成すること。
- ・ 受講者が原則週2回通塾できるよう、課外学習会を実施すること。
- ・ 受講人数は、各会場1回あたり概ね20名程度の通塾を可能とすること。
（※定数の参加者を、本市が確約するものではないので、参加人数に応じた適切な体制を整備すること。）

(3) 受講者募集について

受講者募集にあたり、事業者がチラシ作成を行う際は、内容・配布方法等について事前に本市と協議を行うこと。なお、本市は、港区役所ホームページ等で掲載を行い、広報の協力を行う。

(4) 検証業務

- ・ 受講生へのアンケート等によるニーズ・傾向等の分析と効果検証を実施すること。
- ・ アンケートの内容や実施時期については、事前に本市担当者と協議すること。
- ・ アンケートは、実施ごとに集計し報告すること。

5 目標

受講生へのアンケートにおいて、「学校の勉強の理解度」に関する質問に対し、「十分理解できている」や「理解できている」と回答する割合の合計60%以上※の達成を目指す。（※過去実績より算出した数値）

6 事業実施期間

協定締結日～令和9年3月31日

7 課外学習会開講期間

(1) 小学校（2校）

令和7年10月～令和9年3月31日

※祝日及び盆・年末年始等の休業日を除く。

(2) 小学校（3校）

令和8年4月～令和9年3月31日

※祝日及び盆・年末年始等の休業日を除く。

8 事業実施場所等

(1) 小学校（令和7年10月開始）

- ① 大阪市立築港小学校（大阪市港区築港1丁目10番38号）

なかよし教室③（2階）

使用可能面積：約58平方メートル

実施曜日：火曜日・木曜日・金曜日のうちの1回及び水曜日の原則週2回

（※事業者より提案すること）

使用可能時間：午後3時30分～午後5時30分まで（準備、後片付け時間を含む）

ただし、水曜日は午後2時30分～午後4時30分まで（準備、後片付け時間を含む）

対象：築港小学校に在籍する児童のみ

- ② 大阪市立南市岡小学校（大阪市港区南市岡2丁目6番35号）

多目的室（1階）

使用可能面積：約84平方メートル

実施曜日：火曜日・木曜日・金曜日のうちの1回及び水曜日の原則週2回

（※事業者より提案すること）

使用可能時間：午後3時30分～午後5時30分まで（準備、後片付け時間を含む）

ただし、水曜日は午後2時30分～午後4時30分まで（準備、後片付け時間を含む）

対象：南市岡小学校に在籍する児童のみ

(2) 小学校（令和8年4月開始）

- ① 大阪市立市岡小学校（大阪市港区市岡3丁目2番24号）

会議室（1階）

使用可能面積：約60平方メートル

実施曜日：火曜日・木曜日・金曜日のうちの1回及び水曜日の原則週2回

（※事業者より提案すること）

使用可能時間：午後3時30分～午後5時30分まで（準備、後片付け時間を含む）

ただし、水曜日は午後2時30分～午後4時30分まで（準備、後片付け時間を含む）

対象：市岡小学校に在籍する児童のみ

- ② 大阪市立磯路小学校（大阪市港区磯路3丁目7番7号）

多目的室（1階）

使用可能面積：約130平方メートル

実施曜日：水曜日及び金曜日の原則週 2 回

使用可能時間：午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分まで（準備、後片付け時間を含む）

対象：磯路小学校に在籍する児童のみ

③ 大阪市立三先小学校（大阪市港区三先 2 丁目 6 番 32 号）

児童会室（2 階）※令和 8 年夏季休業中は工事予定のため、校内の代替部屋を提供する

使用可能面積：約 91 平方メートル

実施曜日：火曜日及び金曜日の原則週 2 回

使用可能時間：午後 3 時 30 分～午後 5 時 30 分まで（準備、後片付け時間を含む）

対象：三先小学校に在籍する児童のみ

(3) その他

講師が勤務する際の駐輪場については、いずれの実施場所においても敷地内に確保している。
駐車場はないため、近隣のパーキングに駐車すること。

9 光熱費の負担

使用時間に応じた光熱費を負担すること。

なお、毎月の光熱費の目安は次のとおりであるが、実績に応じて増減の可能性がある。

- ・ 大阪市立築港小学校 年間約 12,000 円（港区内小学校令和 6 年度実績より概算。）
- ・ 大阪市立南市岡小学校 年間約 15,000 円（港区内小学校令和 6 年度実績より概算。）
- ・ 大阪市立市岡小学校 年間約 23,000 円（港区内小学校令和 6 年度実績より概算。）
- ・ 大阪市立磯路小学校 年間約 13,000 円（港区内小学校令和 6 年度実績より概算。）
- ・ 大阪市立三先小学校 年間約 32,000 円（港区内小学校令和 6 年度実績より概算。）

10 事業計画及び実施方法並びに事業報告

- (1) 事業実施にあたっては、事前に本市担当者と協議の上、事業実施計画書を作成すること。
- (2) 協定締結後にやむを得ない事情により、当初のスケジュールの中で開講できない日が発生した場合は、大阪市と事業者において適宜協議、調整を行うこととする。
- (3) アンケート等で参加者のニーズ・傾向等を分析し、効果検証を行った後、以降の事業に反映させること。
- (4) 本事業実施後、年度終了後及び本市が指示した時期に事業及び収支の詳細な内容を明記した事業実施報告書を作成し、提出すること。

11 その他

この事業方針及び募集要項に定めのない事項については、その都度、本市と事業者において適宜協議、調整を行い決定することとする。

12 事業担当

〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号

大阪市港区役所 協働まちづくり推進課（教育・人権啓発グループ）

担当：岡崎・吉村

TEL：06-6576-9975 FAX：06-6572-9512

E-Mail：tg0002@city.osaka.lg.jp